

みみタロウ

日本語版 ☆ 135号 2020年4月

滋賀県国際協会ボランティアグループ「みみタロウ」

大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海2F

Tel/Fax : 077-523-5646

E-mail : mimitaro@s-i-a.or.jp

URL : http://www.s-i-a.or.jp

Facebook : https://www.facebook.com/siabiwako



そこく か はし 祖国との懸け橋に

今回みみタロウは、インドネシア人のムハマッド・ラムダンさん（愛荘町在住）にお話を伺いました。



2001年、技能実習生として初めて来日し、以来、日本は私にとって特別な国となりました。研修先は彦根のプラスチック加工工場。

そこで妻となる人との

出会いがあり、日本人と結婚しました。日本語を県内の日本語教室で学び、4年間夜勤の仕事をした後、帰国してフリーで通訳業を始めました。様々な日系企業で通訳をしましたが、非常に専門性の高い通訳を求められることもあって勉強の必要性を痛感し、大学で日本語と経営管理を学びました。卒業後は日系企業に就職し、様々な部署で働きました。当時は「お前はプロだろ。プロらしくやれ！」とよく叱られましたが、今は、それが私を育てる言葉だったとわかります。8年後に再び来日し、3年間、協同組合で実習生の受け入れ業務に携わりました。そしてこれまでの経験を元に、昨年、祖国と日本の架け橋になりたいという思いでインドネシアにある職業訓練校の日本支部を立ち上げました。私自身、技能実習生になるまでは、建築の作業現場などで働いていましたが、日本語との出会いから道が開け、知識が広がり、今の自分があります。

インドネシアと日本の文化は随分異なりますが、まず感じるのは、人との付き合い方の違いです。日本人は人との距離を少しずつ縮めていきますが、私の国では初対面でも友達になったりします。家も日本のように「内と外」がはっきりしているのでなく、家に入れば家族同然で、誰が勝手に冷蔵庫を開けても気にしません。それに遠い親族も大きな家族なので、毎週末のようにあちこちで結婚式が

行われ、5百人、千人と集まります。妻も最初は「あの人もこの人も親戚なの!？」と驚いていましたが、そんな彼女もインドネシアの言葉や文化を学び、私の家族にも溶け込んでくれました。

また宗教については、私たちイスラム教徒は、断食やハラール食品、お祈りなどの戒律を守って暮らしています。しかし実際、それをそのまま日本で行うのには難しい面があり、融通をきかせたり、理解を求めたりすることが大切だと考えています。肌を人に見せることもタブーの一つですが、私も初めて他の人とお風呂に入ることになった時には驚いた末、日本文化に従うことにしました。また、せっかくの職場の歓迎会などで食べられないものがあつたり、お酒を飲んだり注いだりもできないので、周りの人に申し訳なく思うこともあります。今、多くの同胞が異文化の中でストレスを抱えながら滋賀で暮らしています。どうにもならないことも多く、私は彼らの話を聞くぐらいしかできないのですが、その中で語られる一番の悩みは礼拝についてです。私たちは礼拝をすることで心身が清められ、安らかな気持ちになる大切なものですが、実際、職場で行うには無理があるので休憩時間に行うようアドバイスをしています。また、会社側が私たちの文化に配慮してくださるところもあって、とても喜んでいるんですよ。私たちの思う当たり前は当たり前でないかもしれません。ですから日本人には、気になるところがあればすぐに遠慮なく言っていただき、改善していきたいと思っています。

私の目下の夢は、インドネシア人やイスラムの人々が交流し、癒しの時を持てる場を滋賀に作ることです。地域の人々の理解を得ながら、多くの仲間の夢を叶えたいです。



正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差が禁止されました！

(2020年4月1日施行。中小企業における適用は、2021年4月1日。)

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

1 不合理な待遇差の禁止 同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン(指針)において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示します。

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

3 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き(行政ADR)の整備 都道府県労働局において、無料非公開の紛争解決手続きを行います。「均等待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。

☎ 滋賀労働局 077-522-6648

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/04_jp.pdf



健康保険の被扶養者は「国内居住者」に限定されます

2020年4月より、企業の従業員が入る公的医療保険「健康保険」の被扶養者の認定要件に、「原則として国内に居住していること」が追加され、海外在住の被扶養者は外れることになりました。ただし、日本に居住していない被扶養者のうち、日本に生活の基礎があると認められるもの(海外留学、海外赴任の同行家族、観光ボランティア等のための一時的渡航者など)については、例外的に要件を満たすとされています。一方、国内に住所があっても、医療滞在ビザで来日した者や観光・保養を目的とするロングステイビザで来日した者は被扶養者認定されません。

エコライフ in 滋賀



滋賀の人々は、昔から日本一大きな湖とそれを取り巻く山々の中で、豊かな自然の恵みを受けながら暮らしてきました。近年では、工業化や私たちの暮らしが自然に様々な影響を及ぼしています。美しい自然と安全な生活を守るため、私たちができることを考えてみましょう！

いまわたし

今私たちができる 「3つのR」

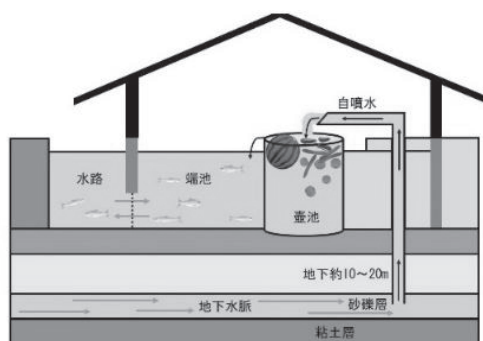
1. **Reduce (リデュース) ゴミを減らす。**
プラスチックゴミを出さないように、スーパーなどのレジ袋を使わずマイバックを持参しましょう。食材は必要なものだけ購入し、食品ロスをださないようにしましょう。2020年7月からスーパーやコンビニなどでレジ袋が有料になりました。
2. **Reuse (リユース) 使えるものは繰り返し使う。**
不要なものはリサイクルショップ、フリーマーケットなどを利用したり、人に譲ったりして、物を大切に使うようにしましょう。
3. **Recycle (リサイクル) 資源として再び使う。**
不要物は、分別してリサイクルをすることで、有効利用することができます。資源として回収されたものは、新しい製品の原材料などに再生利用されます。きちんと分別して回収場所に出すほか、スーパーなどの回収ボックスを利用しましょう。

○家庭ごみの分別

ゴミの収集や分別の仕方はそれぞれの地域で異なるので、市役所や近所のひとにたずねて確認しましょう。ゴミは分別して、収集日、場所など地域のルールを守って捨てましょう。

滋賀のエコライフ 歴史編

- ★ 高島市新旭町針江地区では、はるか昔から「川端」というエコな水文化があります。その地域の家には、右図のような山からのわき水を家に取り入れて台所水としてうまく利用するシステムがあります。わき水はそのまま飲料としても利用されるほか、台所に設置された壺池に溜めて、調理や洗い物をしたり、野菜などを浸けて保存したり冷やしたりして利用します。水はその後、壺池に続く端池へと流れ出ますが、そこでは飼っているコイが米粒や野菜くずなどを食べてくれます。そうして再び水はきれいになって、家の外の水路へと流れ出ます。



- ★ 琵琶湖では、1977年に合成洗剤に含まれる「リン」が原因で、赤潮が発生するという出来事がありました。これをきっかけに、美しい琵琶湖を守ろうと合成洗剤をやめて粉石けんを使う



「石けん運動」が起こり、1980年には琵琶湖を汚さないための琵琶湖条例ができました。その日を記念し、7月1日は「びわ湖の白」となりました。7月1日前後にはすべての県民が地域や湖岸や河川で清掃活動をしします。あなたも是非参加しましょう！

た ろ う じ ょ う ほう みみタロウ情報

しんがた こ ろ な う い る す かんせんしょうたいさく とくしゅう 新型コロナウイルス感染症対策特集

しんがた こ ろ な う い る す かんせんしょう きを つ け ま し ょ う !
新型コロナウイルス感染症に気を付けましょう!

1. かんせん 感染しないために

◇ てあら、けんこうかんり きを つ け ま し ょ う 。
◇ 手洗い、健康管理に気を付けましょう。

◇ ほかの ひと に う つ さ ない ために、 せき、くしゃみをす
る 際、 マスクやハンカチ、袖などを使っ、口や鼻
をおさえます。

2. かんせん が 疑 わ れ る 方 は

はつねつ などの 風邪 症 状 が あ る 場 合 は、 仕事や学校を
やすみ、 外 出 を ひ か え て く だ さ い。

・ 風邪の 症 状 や 37.5度以上の発熱が4日以上続
く、 強い だるさ、 息苦しさがあるなどの 場 合 に は、
相談を しまし ょ う 。

◇ 「帰国者・接触者相談センター」

TEL 080-2470-8042 (日本語)

TEL 077-523-5646 (外国語)

し ごと そ だ ん 仕事の相談は

「しんがた こ ろ な かんせんしょう えいきょう とくべつろうどうそ だ ん ま と ぐ ち
「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」

◇ 滋賀労働局： TEL 077-522-6648

◇ 東近江労働基準監督署： TEL 0748-41-3363

◇ 彦根公共職業安定所 TEL 0749-22-2500

ざいりゅうしかく そ だ ん 在留資格の相談は

3月、4月、5月、6月中に在留期間の満了日を迎
える在留外国人の在留資格変更許可申請、在留期間
更新許可申請については、当該外国人の在留期間
満了日から3か月後まで受け付けられます。

◇ 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

そうごうじょうほう 総合情報は

◇ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

◇ NHKワールドJAPAN (多言語)

https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/information/202004020600/?cid=wohk-flyer-org_site_pr_info_qr_multiple_lang-202004-001



て あ ら
手を洗おう!

★ ★ S I Aからのお知らせ ★ ★

し が け ん か い こ し ょ う い ん せ い け ん し ょ う ◆ 滋賀県介護職員養成研修

滋賀県では、外国人の方を対象に、介護の職場で働
くために必要な技術などを学べる研修を開催します。

内容：介護職員初任者研修

対象：県内在住の定住外国人(県内2か所で開催)

* 受講料無料 テキスト代のみ自己負担

問 街かどケア滋賀ネット(湖南地域)

TEL 0748-60-2899

ながはましししゃかいふくしきょうぎかい
長浜市社会福祉協議会(湖北地域)

TEL 0749-78-8294

し が け ん ざ い じ ょ う こ う づ う い じ か た し ょ う が く せ ん ◆ 滋賀県在住交通遺児の方への奨学金

(公財)おりづる会では、交通遺児(小学生から高校
卒業まで)に新入学給付金や奨学金を給付(返還
必要なし)しています。

問 (公財)おりづる会 TEL 077-528-3682

https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/bouhankou_tsu/12401.html

ね ん ど が い く に じ ん り ゅ う が く せ い し ょ う が く せ い ほ し ょ う ◆ 2020年度 外国人留学生びわこ奨学生の募集

支給対象：県内在住の留学生

2020年度募集要項をご覧ください。

<http://www.s-i-a.or.jp>

問 滋賀県国際協会 TEL 077-526-0931

が い こ く じ ん そ だ ん セ ン タ ー しが外国人相談センター

た げ ん こ たい お う か
(多言語対応可)

せいかつじょう さまざま こま そ だ ん い ん
生活上の様々な困りごとについて相談員が
相談や情報提供に応じます。

TEL 077-523-5646

Fax 077-510-0601

E-mail: mimitaro@s-i-a.or.jp

★ じ こ う た ろ う が つ はつこうよてい
★ 次号のみみタロウは7月の発行予定